

登別市再生可能エネルギー発電事業と地域との 調和に関する条例(案)について



登別市

目次

	ページ
1 国のエネルギー政策	1
2 条例制定の経緯・背景	2
3 他自治体の事例と本市の取扱い	3
4 条例・規則の主な規定	
① 目的、適用事業、基本理念	4
② 禁止区域、抑制区域	5
③ 配慮事項	9
④ 事業者の責務、地域住民等への説明等	11
⑤ 指導・助言、勧告、命令、公表、国・道への報告、罰則	12
⑥ 施行期日・経過措置	13
5 発電事業に係る手続きの流れ	14
6 今後のスケジュール(予定)	15
7 最後に	16

1 国のエネルギー政策

第6次エネルギー基本計画(令和3年10月閣議決定)

- 気候変動問題への対応と日本のエネルギー需給構造の抱える課題の克服という二つの大きな視点を踏まえ、国において策定。
- 「2050年を見据えた2030年に向けた政策対応」として、再エネは、
 - 温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源
 - 国内で生産可能なことからエネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な国産エネルギー源 であり、『S + 3E(※)』を大前提に、再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すこととされている。

※ 『S』 …… 安全性(Safety)
『3E』 …… 安定供給(Energy Security)
経済効率性(Economic Efficiency)
環境適合(Environment)

2 条例制定の経緯・背景

経緯・背景

- 平成24の固定価格買取制度（FIT）の創設、環境問題への意識の高まりなどから、全国的に太陽光発電を中心に再エネ発電設備の導入が進む。
- 国は、令和2年10月に、2050（令和32）年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言。こうした社会情勢などからも、今後、さらに再エネの導入が進むことも考えられる。
- 本市においても、地球温暖化の状況や国内外の動向を踏まえ、令和4年2月にゼロカーボンシティへの挑戦を表明。脱炭素社会の実現に向けて各種事業（重点対策加速化事業など）を実施。
- 本市にとっても、脱炭素社会の実現を図る上で再エネの利用は積極的に取り組む必要がある一方、再エネ発電事業の実施に伴い、自然環境や景観、生活環境等への影響、災害の発生が懸念される。
- 本市は、令和5年4月より、「登別市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を運用。
- こうした経緯等を踏まえ、再エネ発電事業の禁止・抑制を行うエリア設定や配慮事項等を盛り込む条例を制定する。（同ガイドラインは、この条例の施行に伴い廃止する。）

3 他自治体の事例と本市の取扱い

- 太陽光発電設備を含む再エネ発電設備の設置について、「届出」「協議」「同意」「許可」等の手続きや「立地規制」の規定を設ける条例

主な項目	他自治体の内容・傾向	本市の取扱い
規制手続	『届出・協議制(届出のみのものを含む)』が最も多く、次いで『許可制(あわせて届出・協議制をとっているものを含む)』、『届出・同意制』の順。	届出・協議制
規制区域	『抑制区域の設定』が最も多く、次いで『区域設定なし』、『禁止区域の設定(あわせて抑制区域を設定するものを含む)』、『特別保全地区(保全地区)の設定』の順。	禁止区域と抑制区域の両方を設定
地域住民等への説明と理解の確保	ほとんどの事例が、事業者に対して、あらかじめ地域住民等への説明を義務づけ、地域住民等の理解を得るように努め、又は、地域住民等の申出がある場合は協議しなければならないものとしている。	説明を義務づけ、理解の確保に関して規定
適正管理、廃止後の処分等	総じて発電設備の設置規制に主眼が置かれているが、特に後発の条例には、適正管理や廃止後の処分等に関する規定を置くものが増えている傾向にある。加えて、処分費用の確保・積立に関する規定を設ける事例もある。	適正管理、解体、撤去、廃棄等に加え、処分費用の積立に関して規定
実効性の確保、罰則	ほとんどの事例が、届出等の違反行為に対して、指導、助言及び勧告、さらに自治体によっては命令に関して規定している。また、勧告・命令に従わない場合などに公表するものとしている。 他方、少数ではあるものの、罰金等の罰則を規定している事例もある。	指導・助言、勧告、命令の規定を設け、さらに命令に従わない場合の公表、罰則に関して規定

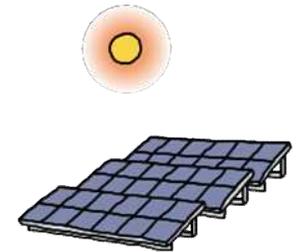
4 条例・規則の主な規定①（目的、適用事業、基本理念）

目的

- 良好な自然環境、景観、生活環境等の保全及び災害の防止に寄与し、再エネ発電事業と地域との調和を図る。

適用事業

- 発電出力が10キロワット以上の発電事業
- 系統用蓄電池を設置する発電事業
(建築物に発電設備を設置するものを除く)



基本理念

- 良好な自然環境、景観、生活環境等は、先人から引き継がれたかけがえのない市民共通の財産であり、観光都市という地域特性からも将来にわたって市民及び来訪者がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

4 条例・規則の主な規定② (禁止区域、抑制区域)

禁止区域、抑制区域

【主な立地規制の設定例】

- 事業区域に含めてはならない区域として『**禁止区域**』を設定
- 事業区域に含まないよう事業者に協力を求めることができる区域として『**抑制区域**』を設定
- 『**禁止区域**』と『**抑制区域**』の両方を設定

登別市は、『**禁止区域**』と『**抑制区域**』の両方を設定

POINT!!

法律の許容する範囲内で規制することに注意が必要

4 条例・規則の主な規定②(禁止区域)

禁止区域

※ 関係法令等の定めに適合している場合は除く

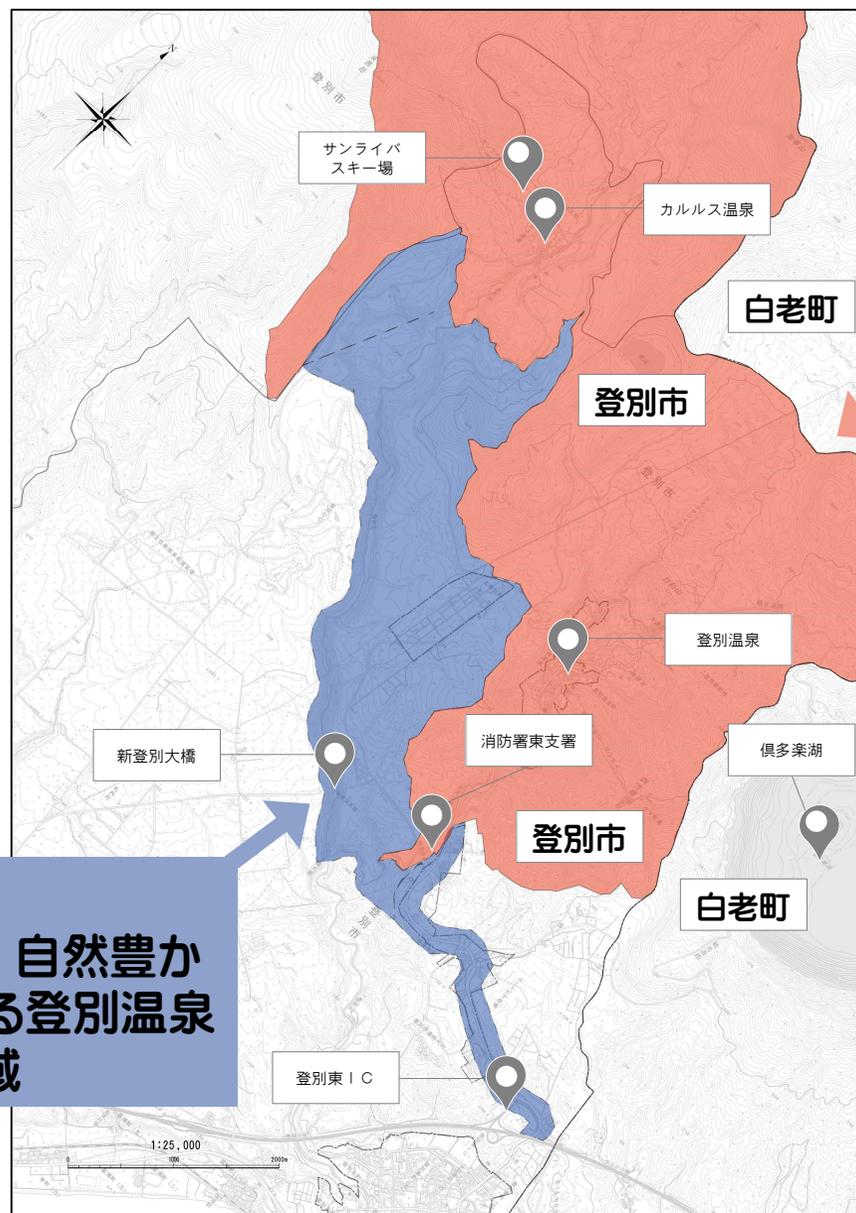


区域	関係法令
地すべり防止区域	地すべり等防止法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
砂防指定地の区域	砂防法
国立公園の区域	自然公園法
特別緑地保全地区	都市緑地法
保安林の区域	森林法
特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
河川区域	河川法
史跡、名勝又は天然記念物の存する区域	文化財保護法
登別市指定文化財の存する区域	登別市文化財保護条例

4 条例・規則の主な規定② (抑制区域)

抑制区域		ご協力を!
区域	関係法令	
国立公園と一体的であって、自然豊かな山あいの温泉地を形成する登別温泉からカルルス温泉を結ぶ区域 (別図:次ページ)	自然公園法	
都市計画施設の区域 (公共下水道の排水区域にのみ該当する区域を除く)	都市計画法	
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地の区域 (周知の埋蔵文化財包蔵地)	文化財保護法	
水資源保全地域	北海道水資源の保全に関する条例	
自然景観保護地区、学術自然保護地区、記念保護樹木の存する区域	北海道自然環境等保全条例	
都市公園の周辺区域	登別市都市公園条例	
登別景観・みどり遺産、保護樹の存する区域	登別市景観とみどりの条例	
上記のほか、必要と認める区域	—	

4 条例・規則の主な規定②(別図)



[禁止区域]
国立公園の区域

[抑制区域]

国立公園と一体的であって、自然豊かな山あいの温泉地を形成する登別温泉からカルルス温泉を結ぶ区域

4 条例・規則の主な規定③(配慮事項)

配慮事項



➤ 事業者に特段の配慮を求めることができる事項

項目	配慮事項
自然環境、 景観、生 活環境等 の保全	<ul style="list-style-type: none">□ 観光都市であることを踏まえ、これを形成する自然環境や景観を損なわないよう配慮を。□ 樹木を伐採する場合は、最小限に。□ 既存の樹木等を生かしながら、景観等に及ぼす影響を最小限とするよう十分配慮し、景観等を損なう場合又は損なうおそれがある場合は、植樹等の対策を。□ 発電設備による圧迫感に配慮するとともに、騒音、熱、電磁波、反射光等により、地域住民等のほか、通行者等の健康や生活環境を損なわないよう、事業区域の境界からの後退や植樹による遮蔽等の対策を。□ 歩行者、一般車両等の安全確保を図るとともに、関係車両、重機等による騒音、振動、粉じん等により被害を及ぼさないよう必要な措置を。□ 文化財等の保護や生物の多様性の確保が図られるよう、これらへの影響に配慮を。

4 条例・規則の主な規定③（配慮事項つづき）

項目	配慮事項
防災及び安全対策	<ul style="list-style-type: none">□ 土地の形質の変更は最小限とし、切土又は盛土により法面や擁壁等が生じた場合は、土砂の流出を防止する措置を。□ 崖地の近隣に発電設備を設置する場合は、崖肩からの離隔や崖肩沿いの排水等により崖地の崩落を防止する措置を。□ 雨水、排水又は湧水は、想定される水量を有効に排水できる措置を講じ、隣接地や道路への流出防止を。□ 雨水、排水又は湧水の水量が想定する量を超えた場合は、その後に生じる事象等に事業者が責任をもって対応を。
地域住民等への対応	<ul style="list-style-type: none">□ 事業区域内の公衆の見やすい場所に事業内容を説明する標識等を掲示し、事業の周知を。□ 地域住民等から要望が寄せられた場合は、その要望を取り入れるよう努力を。
発電設備設置後の維持管理	<ul style="list-style-type: none">□ 事業区域内の除草や剪定、清掃の定期的な実施を。□ 除草剤や農薬を使用する場合は、適正な散布に努め、周辺に飛散しないよう万全の対策を。□ 周辺の自然環境、景観、生活環境等に影響を及ぼす状況が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに対処を。

4 条例・規則の主な規定④(事業者の責務、地域住民等への説明等)

事業者の責務(一部抜粋)

- 事業者は、発電事業の実施に起因して生じた他人の生命、身体又は財産に係る損害を賠償する責任が発生した場合におけるこれらの損害を填補するための保険又は共済に加入するとともに、災害等が発生したときの措置や発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置に充てる費用について計画的に積み立てなければならない。

地域住民等への説明等

- 事業者は、地域住民等に対して説明会又はその他の方法により、あらかじめ事業計画について説明しなければならない。当該説明をするときは、地域住民等の理解が得られるよう努めなければならない。
- 地域住民等は、説明を受けたときは、事業者に対して意見を申し出ることができ、事業者は、当該意見を申し出た者と誠意をもって協議しなければならない。
- 事業者は、地域住民等に説明をしたとき又は地域住民等から申し出を受けた意見に関して協議をしたときは、その結果を市に報告しなければならない。

4 条例・規則の主な規定⑤ (指導・助言、勧告、命令、公表、国・道への報告、罰則)

指導・助言

市は、必要に応じて、事業者に対して必要な措置を講じるよう指導・助言を行うことができる。

勧告

事業者が指導・助言に正当な理由なく従わないときや条例に規定する届出等を行わない場合などは、事業者に対して期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

命令

事業者が禁止区域の規定に違反して発電事業を実施したとき又は勧告に正当な理由なく従わないときは、事業者に対して期限を定めて必要な措置を講じるよう命令することができる。

公表

事業者が命令に正当な理由なく従わないときは、事業者の名称や住所、命令の内容を公表することができる。

国・道への報告

- 事業者が指導や助言、勧告、命令に正当な理由なく従わないときは、その内容や事実を国・道へ報告することができる。

罰則

- 事業者が命令に正当な理由なく従わないときは、5万円以下の過料に処する。

4 条例・規則の主な規定⑥（施行期日・経過措置）

施行期日・経過措置

- (1) この条例は、令和7年6月1日からの施行する。ただし、(4)の規定は、公布の日（令和7年3月予定）から施行する。
- (2) この条例の規定は、この条例の施行の日以後に設置工事に着手する発電事業に適用する。ただし、市は、この条例の施行の際、現に発電設備を設置又は設置工事に着手している事業者に対してこの条例の規定を遵守するよう協力を求めることができるものとする。
- (3) 上記(2)にかかわらず、次に掲げる規定は、適用事業（本資料4ページ参照）に該当するすべての発電事業に適用する。（この条例の施行の際、現に発電設備を設置又は設置工事に着手している場合で、発電設備の変更等により適用事業に該当することとなるときも同様とする。）

- | | | |
|--------------------------------|--|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 廃止の届出 | <input type="checkbox"/> 地位の継承の届出 | <input type="checkbox"/> 維持管理 |
| <input type="checkbox"/> 立入調査等 | <input type="checkbox"/> 指導、助言及び勧告（侵入防止措置に関する規定は除く。） | |
| <input type="checkbox"/> 命令 | <input type="checkbox"/> 国及び道への報告 | |

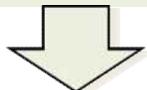
- (4) 次に掲げる規定による手続等は、この条例の施行の日前においても、各規定の例により行うことができる。

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 事前協議 | <input type="checkbox"/> 地域住民等への説明等 | <input type="checkbox"/> 事業計画の届出 |
| <input type="checkbox"/> 工事着手等の届出 | <input type="checkbox"/> 廃止の届出 | |

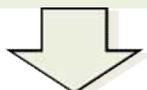
※ 再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインは、この条例の施行に伴い廃止する。

5 発電事業に係る手続きの流れ

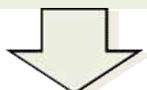
①事前協議（事業概要を市と協議）



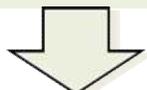
②地域住民等への説明等、市への結果報告



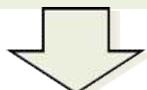
③事業計画の届出



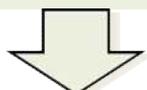
④工事着手等の届出



⑤工事完了の届出



⑥事業廃止の届出



⑦発電設備の撤去・処分完了の届出



6 今後のスケジュール(予定)

時 期	内 容
令和6年11月 ～ 令和7年3月	<ul style="list-style-type: none">□ 意見公募(パブリックコメント)の実施□ 環境保全審議会への説明、諮問□ 環境保全市民会議への説明□ 寄せられた意見の取りまとめ□ 環境保全審議会からの答申□ 生活・福祉委員会で意見公募の結果や環境保全審議会からの答申内容を報告□ 意見公募の結果を公表□ 令和7年第1回市議会定例会で条例案を提案、審議□ 条例公布
令和7年6月	<ul style="list-style-type: none">□ 条例施行

登別市は、2050年までにCO2排出量の
実質ゼロを目指す『**ゼロカーボンシティ**』への挑戦を表明



2030年までに対2013年度比で**48%の削減**
2050年までに**実質ゼロ**

再エネの推進は、脱炭素社会の実現を図る上で重要な要素

脱炭素化に向けた取組を進めつつ、
環境保全や災害の発生防止と両立できるよう条例を運用



登別市市民生活部環境対策室環境対策グループ

Noboribetsu City